

令和7年度 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく包括的支援事業等を実施する地域包括支援センター運営事業の委託契約に関し、地域包括支援センターの運営に必要な一定の条件を備え、運営事業を適正かつ効果的に遂行できる者を公正に選定するため、その契約候補者を特定する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

- 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託（三島北地区地域包括支援センター）
 - 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託（北上地区地域包括支援センター）
 - 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託（錦田地区地域包括支援センター）
 - 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託（中郷地区地域包括支援センター）
 - 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託（山田地区地域包括支援センター）
- ※それぞれ個別の契約とする。

(2) 業務内容

別紙「三島市地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

なお、令和7年10月1日に既存の日常生活圏域を再編する。これに伴い山田地区地域包括支援センター（新設）の事業開始日は令和7年10月1日とする。

(3) 業務履行圏域（日常生活圏域）

ア 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

センター名称	圏域名	担当地域（町名）
三島北地区地域包括支援センター	三島北地区	栄町、西若町、泉町、寿町、芝本町、一番町、大宮町1丁目、大宮町2丁目、大宮町3丁目、文教町1丁目、文教町2丁目、加茂川町、(若松町)、加茂、壺町田、末広町、幸原町1丁目、幸原町2丁目、東壺町田
北上地区地域包括支援センター	北上地区	沢地、千枚原、徳倉1丁目、徳倉2丁目、徳倉3丁目、徳倉4丁目、徳倉5丁目、萩、佐野、徳倉、芙蓉台1丁目、芙蓉台2丁目、芙蓉台3丁目、富士ビレッジ、(光が丘)、光ヶ丘(1丁目)、光ヶ丘(2丁目)、光ヶ丘(3丁目)、富士見台、平成台、佐野見晴台1丁目、佐野見晴台2丁目

錦田地区地域包括支援センター	錦田地区	谷田（小山）、谷田（小山中島）、谷田（小山押切）、谷田、谷田（雪沢）、谷田（御門）、谷田（夏梅木）、中、竹倉、玉沢、谷田（台崎）、谷田（東富士見）、谷田（西富士見）、谷田（遺伝学）、谷田（桜ヶ丘）、谷田（並木）、柳郷地、谷田（塚の台）、谷田（小山台）、川原ヶ谷（塚の台）、錦が丘、松が丘、川原ヶ谷（初音）、川原ヶ谷、川原ヶ谷（緑ヶ丘）、川原ヶ谷（愛宕）、初音台、川原ヶ谷（山田）、川原ヶ谷（小沢）、川原ヶ谷（元山中）、塚原新田、谷田（阿部野）、市山新田、三ツ谷新田、笹原新田、山中新田、（西旭ヶ丘町）、旭ヶ丘、三恵台、（芦ノ湖高原別荘地）
中郷地区地域包括支援センター	中郷地区	梅名、中島、大場、多呂、北沢、八反畑、鶴喰、青木、新谷、玉川、平田、松本、長伏、御園、安久、東大場1丁目、東大場2丁目

イ 令和7年10月1日から令和13年3月31日まで

センター名称	圏域名	担当地域（町名）
三島北地区地域包括支援センター	三島北地区	栄町、西若町、広小路町、泉町、寿町、本町、芝本町、一番町、中央町、大宮町1丁目、大宮町2丁目、大宮町3丁目、文教町1丁目、文教町2丁目、加茂川町、大社町、日の出町、壺町田、末広町、幸原町1丁目、幸原町2丁目、東壺町田
北上地区地域包括支援センター	北上地区	沢地、千枚原、徳倉1丁目、徳倉2丁目、徳倉3丁目、徳倉4丁目、徳倉5丁目、萩、佐野、徳倉、芙蓉台1丁目、芙蓉台2丁目、芙蓉台3丁目、富士ビレッジ、平成台、佐野見晴台1丁目、佐野見晴台2丁目
錦田地区地域包括支援センター	錦田地区	谷田（小山）、谷田（小山中島）、谷田（小山押切）、谷田、谷田（雪沢）、谷田（御門）、谷田（夏梅木）、中、竹倉、玉沢、谷田（台崎）、谷田（東富士見）、谷田（西富士見）、谷田（遺伝学）、谷田（桜ヶ丘）、谷田（並木）、柳郷地、谷田（塚の台）、谷田（小山台）、川原ヶ谷（塚の台）、錦が丘、松が丘、川原ヶ谷、川原ヶ谷（緑ヶ丘）、川原ヶ谷（愛宕）、川原ヶ谷（元山中）、塚原新田、谷田（阿部野）、市山新田、三ツ谷新田、笹原新田、山中新田、（芦ノ湖高原別荘地）
中郷地区地域包括支援センター	中郷地区	梅名、中島、大場、多呂、北沢、八反畑、鶴喰、青木、松本、長伏、御園、安久、東大場1丁目、東大場2丁目

山田地区地域包括支援センター（令和7年度新設）	山田地区	（若松町）、（光ヶ丘）、光ヶ丘（1丁目）、光ヶ丘（2丁目）、光ヶ丘（3丁目）、加茂、富士見台、川原ヶ谷（初音）、初音台、川原ヶ谷（山田）、川原ヶ谷（小沢）、（西旭ヶ丘町）、旭ヶ丘、三恵台
-------------------------	------	---

※各圏域の範囲



(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、事業の実施については、予算の議決を要件とする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 委託契約の変更又は解除

市は、毎年において地域包括支援センターの運営業務に関する事業評価を実施し、その評価内容を三島市地域包括支援センター運営懇話会に報告し、出された意見を踏まえ、その運営状況が適正でないとは判断した場合は、委託契約を変更又は解除し、当該翌年度以降の業務委託は行わない。

(7) 委託料限度額等

ア 業務委託料は、1センター当たり以下の金額を上限とする。

センター名称	総額	令和7年度	令和8年度以降の各年度
三島北地区地域包括支援センター	126,667,225 円	20,741,475 円	21,185,150 円
北上地区地域包括支援センター	127,561,925 円	21,636,175 円	21,185,150 円
錦田地区地域包括支援センター	127,561,925 円	21,636,175 円	21,185,150 円
中郷地区地域包括支援センター	134,943,200 円	22,307,200 円	22,527,200 円
山田地区地域包括支援センター	102,467,997 円	9,719,837 円	18,549,632 円

※委託料には人件費、事務費、事業費を含む。なお委託料は「消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」にあるとおり非課税となる。

イ ケアプラン作成に伴う収入は、受託者の収入とする。ただし、当該収入に関しては、別

途契約書において上限額を定めるものとする。

(8) 委託料の支払

原則、四半期払とするが、市と受託者との協議により最終的に決定する。

3 公募スケジュール

公募に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

項 目	期 日
①公募開始、提案意向申出書・質問書の受付開始	令和6年10月25日(金)
②質問書の受付期限	令和6年11月5日(火)
③質問に対する回答	令和6年11月8日(金)
④提案意向申出書の受付期限	令和6年11月15日(金)
⑤提案者要件確認結果通知書及びプロポーザル提案書等の提出依頼	令和6年11月18日(月)頃
⑥プロポーザル提案書等提出書類の受付期限	令和6年12月2日(月)
⑦プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	令和6年12月17日(火)
⑧選定結果の通知・公表	令和6年12月下旬
⑨契約締結、設置準備開始	令和7年1月以降
⑩運營業務開始 ※	令和7年4月1日(火)

※山田地区地域包括支援センターの運營業務開始日は令和7年10月1日(水)とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の67に規定する者で、以下に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。なお、契約締結までの間に、以下に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、資格を失うものとする。

- (1) 在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人又は医療法人であること。また、それ以外の法人の場合、包括的支援事業を実施することを目的として設置することができる公益法人又はNPO法人その他市長が適当と認めるものであること。
- (2) 公募する日常生活圏域(以下「圏域」という。)内に地域包括支援センターを設置できること。ただし、山田地区については三島市老人福祉センター多目的室内に設置とする。また、三島市内において介護保険サービスの提供実績があること。
- (3) 職員配置については、別紙仕様書に定めるとおりとするが、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)6(1)で示す人員で、次のア～ウの職種を専従かつ常勤で各1人以上配置すること。
 - ア 保健師その他これに準ずる者
 - イ 社会福祉士その他これに準ずる者
 - ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

- (4) 法第 115 条の 22 第 2 項各号(介護予防支援の指定の欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- (5) 公募開始日現在、過去 3 年間のうち、都道府県及び市町村が行った指導監査等において、重大な指摘事項がないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する一般競争入札の参加者の資格を有すること。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市県民税等の滞納がないこと。
- (10) 団体又はその代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、それらの利益となる活動を行う団体及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

5 質問書の受付及び回答

本要領の内容等に対する質問及び回答は、次により行うものとする。

(1) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて、書面(様式は自由とする)に記入の上、持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにて提出すること。その際に、件名は「令和 7 年度三島市地域包括支援センター運営事業業務委託に関する質問」とし、質問者の法人名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを明記の上、質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

なお、FAX 又は電子メールにて提出した場合は、送信後、必ず長寿政策課へ電話(電話番号: 055-983-2689)にて受信確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和 6 年 10 月 25 日(金) 午前 9 時から令和 6 年 11 月 5 日(火) 午後 5 時まで
※持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出先

三島市 社会福祉部 長寿政策課 地域包括支援係(三島市役所 本館 1 階)

○ 所在地: 〒411-8666 静岡県三島市北田町 4 番 4 7 号

○ FAX 番号: 055-975-3159

○ 電子メール: chouju@city.mishima.shizuoka.jp

(4) 質問に対する回答

質問のあった項目については、令和 6 年 11 月 8 日(金)に三島市ホームページにて回答する。電話や口頭での個別回答は一切行わないものとする。

6 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、以下の書類を提出し、参加の意思を表明すること。

(1) 提出書類

以下の書類を各 1 部提出する。なお、各様式を補足する参考資料の添付も可とする。また、提出の際は、アからキまでを順番に綴じ、番号を付したインデックスを貼付するなどして、

見やすいように調製する。

ア 様式第1号：提案意向申出書

イ 様式第1号の2：誓約書

ウ 様式第1号の3：法人概要及び法人実績

エ 様式第1号の4：役員等名簿

オ 資料1：法人の定款又は寄附行為等（写し可）

カ 資料2：財務諸表（「貸借対照表」及び「損益計算書」。直近の事業年度分）

キ 資料3：登記事項証明書（写し可）

(2) 提出期限

令和6年11月15日（金）午後5時まで（必着）

※受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

三島市 社会福祉部 長寿政策課 地域包括支援係（三島市役所 本館1階）

(4) 提出方法

提出書類一式を紙媒体にて上記提出先に直接提出すること。

(5) 提案者要件の確認・通知

提案者要件を備えている者であるかどうかを確認し、その結果を提案者要件確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

7 提案書等の提出

提案者として認められた者は、以下のとおり提案書及び関係書類を提出する。

(1) 提出書類

別紙1「令和7年度三島市地域包括支援センター運営事業業務委託応募書類一覧表」（以下「一覧表」という。）のとおりとする。

(2) 提出期限

令和6年12月2日（月）午後5時まで（必着）

※受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

三島市 社会福祉部 長寿政策課 地域包括支援係（三島市役所 本館1階）

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

※副本については正本の写しで可とする。

(5) 提出方法

提出書類一式を紙媒体にて上記提出先に直接提出すること。

(6) 提出に当たっての留意事項

ア 応募書類は、A4判縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼付する。なお、インデックスについては、別紙1の一覧表を参照し、正本及び副本にそれぞれ書類番号を記載する。

イ 提出後の応募書類については、理由の如何を問わず返却しないものとする。

ウ 書類提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

エ 募集期間内に、応募書類が全て整わない場合や、市から別に期間を定めて求める資料の修正等に応じられない場合には、応募を辞退したものとみなす。

8 応募の取下げ及び辞退

応募を取下げ又は辞退をする場合には、書面（任意様式）にて取下げ又は辞退の理由を明らかにし、長寿政策課に提出するものとする。

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案者ごとに、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(1) 実施日及び場所等

実施日及び場所等については、提案者に対して別途通知する。また、当日のプレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、応募書類の受付順とする。

なお、天災等やむを得ない事由が生じた場合、プレゼンテーション及びヒアリング審査を延期又は中断することもあるため、その際は、新たな実施日程等を後日改めて通知する。

(2) 時間配分

1 提案者につき 20 分程度（プレゼンテーション 10 分程度、ヒアリング 10 分程度）とする。

(3) 機器類の準備

ア プレゼンテーションについては、原則提案書及び添付資料等により行うが、プロジェクター等を使用して説明することも認める。

イ 当日に資料の追加提出及び配布はできないものとする。

ウ パソコン等については、提案者が用意すること。なお、プロジェクター等については、事務局にて準備する。

10 選定方法及び結果の通知

(1) 選定方法

ア 契約候補者の選定は、三島市職員及び学識経験者により構成される「三島市地域包括支援センター運営事業業務委託プロポーザル方式契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する。なお、選定委員会は非公開とする。

イ 選定委員会は、応募書類及び提案者へのヒアリングの内容等を別紙 2 「令和 7 年度 三島市地域包括支援センター運営事業業務委託提案書 評価基準」に基づき総合的に審査する。

ウ 最高得点をつけた選定委員が最も多い提案者（同数の場合は総合得点の最も高い提案者）を契約候補者に選定する。

ただし、総合得点が満点の 6 割に満たない場合は、契約候補者として選定しないものとする。

エ 契約候補者は、選定委員会による審査結果を踏まえ、市長が決定する。

(2) 結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての提案者に文書により通知するとともに、三島市ホームページにて公

表する。

11 失格要件

以下のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議の上、失格となることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) プレゼンテーション又はヒアリングに欠席した場合
- (5) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

12 契約の締結

(1) 契約に関する手続

市と契約候補者に選定された者が委託業務の仕様について協議し、仕様が確定したときは、随意契約により契約を締結する。

契約候補者が契約を辞退する場合は、書面(任意様式)にて辞退の理由を明らかにすること。

なお、辞退や協議の不調等により契約の締結に至らない場合は、選定結果により次順位以下となった者のうち、評価が上位の者から順に新たな契約候補者として協議等を行う。

(2) 契約保証金

受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、三島市契約規則(平成17年三島市規則第5号)第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

13 事務局

- (1) 担当部署 三島市 社会福祉部 長寿政策課 地域包括支援係
- (2) 担当者 伊藤、福田
- (3) 所在地 〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号
- (4) 電話番号 055-983-2689
- (5) FAX番号 055-975-3159
- (6) 電子メール chouju@city.mishima.shizuoka.jp